

SSBJの審議動向

(第38回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2024年9月5日、第38回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、さまざまな利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2024年9月5日に開催された第38回サステナビリティ基準委員会で審議された論点は、以下のとおりです。

審議された論点

1. 産業横断的指標等（気候関連のリスクおよび機会） *
2. 産業横断的指標等（資本投下） *
3. 産業横断的指標等（報酬）
4. 用語の修正（「金額」） *

*：審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目

本稿では、このうち、上記1および2（下線項目）について、解説します。

（なお、上記4については、公開草案の一部を修正する（産業横断的指標等に関する定めにおいて、「金額」という用語を「数値」に修正し、金額以外も排除しない旨を結論の背景に記載する）ことが提案されています。詳細は、第38回サステナビリティ基準委員会の[審議資料](#)をご確認ください）

1. 産業横断的指標等（気候関連のリスクおよび機会）

SSBJの審議（事務局の提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
<p>(1) 気候関連の移行リスクおよび物理的リスクについて、それぞれ次のいずれかを開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気候関連の移行リスク（物理的リスク）に対して脆弱な資産または事業活動の「数値およびパーセンテージ」 ● 気候関連の移行リスク（物理的リスク）に対して脆弱な資産または事業活動の「規模に関する情報」 	無	気候基準案 ¹ 80項、81項
<p>(2) 気候関連の機会について、次のいずれかを開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気候関連の機会と整合した資産または事業活動の「数値およびパーセンテージ」 ● 気候関連の機会と整合した資産または事業活動の「規模に関する情報」 	無	同82項
<p>(3) (1)の「脆弱な」や(2)の「整合する」に関する指針は追加せず、企業の解釈に委ねることを明らかにしたうえで、(1)および(2)に加えて、<u>企業がどのような資産または事業活動を識別したのかについての開示を求める。</u></p>	有 (追加)	-

① 「規模に関する情報」（SSBJ基準独自の選択肢）（上記（1）・（2））

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、ISSBTM基準²と同様、気候関連のリスクに対して脆弱な資産または事業活動の「数値およびパーセンテージ」の開示を求めることが提案されていました。そのうえで、SSBJ基準³独自の選択肢として、「数値およびパーセンテージ」という定量的情報に代え、「規模に関する情報」（たとえば、大・中・小など定性的情報を含む）の開示も認めることが提案されていました（気候関連の機会と整合した資産または事業活動についても同様。気候基準案80項から82項）。

これに対し、特に利用者から、「規模に関する情報」がISSB基準と整合的な取扱いとなるかは不明瞭であるため、比較可能性が十分に担保できない等の理由から反対意見が寄せられました。

（審議の方向性）

「規模に関する情報」の定めは、現状の任意開示の実態を踏まえて、ISSB基準と全く同じ定めではないものの、その開示目的を満たす情報の開示を促進することを目的としたものであること等を理由に、公開草案の内容を維持する方向性で検討されています。なお、本開示要求については、SSBJ基準を公表した数年後に、国際的な開示の傾向を踏まえ、基準の修正要否を検討する対象としています。

1 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下同様）

2 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS[®]サステナビリティ開示基準」（以下同様）

3 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

② 「脆弱な」や「整合する」に関する解釈等（上記(3)）

（公開草案に寄せられた主なコメント）

上記(1)および(2)の開示要求事項における「脆弱な」や「整合する」の定義が明らかではなく、開示した数値が意図しない形で利用者に伝達される可能性や実務上のばらつきが生じる懸念があるとのコメントが寄せられました。

（審議の方向性）

今後もISSBよりガイダンス等が公表されない場合には、企業が「脆弱な」や「整合する」について解釈することが国際的な実務になると考えられるため、SSBJによる指針は提供せずに、企業の解釈に委ねることを明示する方向性で検討されています。

そのうえで、企業の解釈の差異によって企業間の比較可能性が損なわれること等への懸念に対処するため、企業がどのような資産または事業活動を識別したのかについての開示を求める方向性で検討されています。なお、本開示要求については、SSBJ基準を公表した数年後に、国際的な開示の傾向を踏まえ、基準の修正要否を検討する対象としています。

（審議資料）[第38回サステナリティ基準委員会審議資料—審議事項A2-1](#)

2. 産業横断的指標等（資本投下）

SSBJの審議（事務局による提案）		公開草案からの変更	公開草案の条文
(1)	気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資の数値の開示を求める。	無	気候基準案 83項
(2)	「気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資」に関する指針は追加せず、企業の解釈に委ねることを明らかにしたうえで、 <u>(1)に加えて、企業が「気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資」をどのように識別したのかについての開示を求める。</u>	有 (追加)	-

「気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資」に関する解釈等（上記(2)）

（公開草案に寄せられた主なコメント）

上記(1)の要求事項において、どのような資本投下が開示の対象になるかが明らかではなく、企業にとって過度な開示負担となるうえ、投資家にとっても指標の適切な評価が困難になるとのコメントが寄せられました。

（審議の方向性）

今後もISSBよりガイダンス等が公表されない場合には、企業が「気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資」について解釈することが国際的な実務になると考えられるため、SSBJによる指針は提供せずに、企業の解釈に委ねることを明示する方向性で検討されています。

そのうえで、企業の解釈の差異によって企業間の比較可能性が損なわれること等への懸念に対処するため、企業が「気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資」をどのように識別したのかについての開示を求める方向性で検討されています。なお、本開示要求については、SSBJ基準を公表した数年後に、国際的な開示の傾向を踏まえ、基準の修正が必要かどうかを検討する対象としています。

[\(審議資料\) 第38回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A2-2](#)

(参考) これまでの審議の状況

審議	論点
第37回サステナビリティ基準委員会 (2024年8月21日)	開発にあたっての基本的な方針

■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ(Link)

■ **会計・開示コンテンツ (Link)**

■ **日本基準 (Link)**

■ **IFRS会計基準 (Link)**

■ **米国基準 (Link)**